

一定面積以上の **土地取引** には、国土利用計画法に基づく

届出が必要です！

⚠ 届出期限は、契約締結日を含めて **2週間以内** です。

⚠ 起算日は、「土地の引き渡し日」や「登記日」ではありません。取引の予約である場合や停止条件、解除条件付き契約の場合も含まれます。

⚠ 個々の面積は小さくても、取得する土地の合計が下記の面積以上となる場合には、個々の取引毎に届出が必要です。



市街化区域内

2,000
㎡以上

市街化区域以外の
都市計画区域内

5,000
㎡以上

都市計画区域外

10,000
㎡以上

● 届出は、**土地の所在地の市町** が窓口です。

● 届出をしなかった場合は、**罰せられる**ことがあります。土地取引を仲介する場合も、当事者に対して周知をお願いします。



＼詳しくは裏面の市町 又は 広島県にお問合せください／

